

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業活動を支えるすべてのステークホルダーの利益を重視しており、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題として位置付けております。そのために、当社の経営理念である「感謝と喜び」を実現し、企業価値の持続的な増大を図るとともに、経営の健全性及び透明性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2016年3月31日の開示において未実施として開示していた【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】について、取締役及び監査役全員を対象とする自己評価アンケートを実施し、2016年4月27日開催の取締役会にて、その結果のフィードバックを行う等、取締役会の実効性についての分析、評価を行ったため、本項から削除しました。

2016年4月27日時点において、当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容は以下のとおりです。

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準を以下のように定め、運用しております。

（政策保有に関する方針）

当社は、良好な取引関係の維持発展並びに新事業における将来の取引や業務提携の可能性等を勘案し、政策保有株式を保有します。また、当社の取締役会において、政策保有株式について保有目的、配当等のリターンや業績等による株価変動リスク等を検証し、保有継続に合理性がないと判断した場合には、保有縮小を図るものとします。

（政策保有株式の議決権行使の基準）

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案について、株主価値の毀損につながる議案であるかを確認します。また、議決権の行使について投資先企業の状況等を勘案のうえ、必要がある場合には投資先企業に議案の趣旨を確認し、議案に対する賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要します。関連当事者間取引については、経理部門が定期的に確認を行うとともに、監査役及び会計監査人が監査を行うこととし、監視を強化しております。また、これらの関連当事者間の取引が生じた場合には、必要に応じて会社法・金融証券取引法の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 企業理念や中期経営計画を当社ウェブサイトや決算説明会資料などで積極的に開示しております。

- 企業理念 : <http://www.broadleaf.co.jp/company/philosophy.html>
- 中期経営計画 : <http://www.broadleaf.co.jp/ir/session.html> ※ 2015年12月期決算説明会資料(Chapter 3 中期経営計画)に掲載

(2) 当社は企業活動を支えるすべてのステークホルダーの利益を重視しており、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題として位置付けております。そのために、当社の経営理念である「感謝と喜び」を実現し、企業価値の持続的な増大を図るとともに、経営の健全性及び透明性の確保に努めております。

(3) 取締役の報酬については、透明性、公正性及び客観性を確保し、経営目標に対する個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬で構成され、報酬の水準については、同業種や同規模の事業会社の報酬額等を比較検討し、決定しております。

また、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会において報酬の限度額を決議し、その限度額内での報酬額の決定に関しては、取締役会が指名した社外取締役により構成される評価報酬委員会に一任されております。

(4) 当社では、取締役候補者、監査役候補者の選任に際し、以下の方針に基づき、取締役会において当該候補者の選任理由及び妥当性を確認しております。取締役については、当社事業に関連する業界を含む幅広い分野について専門的知識や豊富な経験を有する人材、又はコンプライアンス機能及び経営者に対する監督機能の強化に資する適切な人材を登用するという考え方に基づき選任しております。監査役については、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者で、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、当社の内部統制システム、コンプライアンス機能、危機管理体制、経営監督機能の強化等に資する適切な人材を登用するという考え方に基づき、選任しております。

なお、経営陣幹部に関しましては、当社の経営方針、事業環境、事業内容及び経営状況を深く理解し、取締役会で定めた重要戦略等を強いリーダーシップを発揮しながら、適切に実行できる経験と能力を有した人材を選任し、取締役会で決定しております。

(5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由に関しましては、株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めており、株主総会関係及び株式、社債に関する事項、株主総会の決議により委任を受けた事項、取締役に係る事項、計算書類、配当関係、経営計画及び予算に関する事項、組織、制度および人事に関する事項、その他重要な業務の執行に関する事項、当社グループに関する重要な事項、その他の事項について、会社法等の法令に定める事項及びこれに準ずる重要事項について、取締役会の決議をもって決定することとしております。

【原則4-8 独立社外役員の有効な活用】

当社では、定款の定めにより取締役の員数の上限を7名としており、現状5名の体制を取っております。適切に経営の監督を行うために、事業特性や事業規模等を勘案のうえ、最適な人数の取締役を選任しており、このうち社外取締役については、一定の発言力の確保の観点から、過半数を確保しております。

なお、社外取締役および社外監査役の選任においては独立性を重視しており、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たし、当社の成長戦略に必要な専門性と豊富な経験を持つ候補者を選任しております。なお「当社の社外取締役及び社外監査役の独立性基準」に関する詳細は、有価証券報告書に記載しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、原則4-8に記載のとおり、「当社の社外取締役及び社外監査役の独立性基準」を定め、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがないものと判断した上で選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、定款で定める員数の範囲内(7名以内)で、各事業に関する知識、経験、能力等のバランス及び多様性に配慮しつつ、取締役会における実質的な議論を確保する観点から適切と考えられる員数で構成することを基本的な考え方としており、社外取締役3名を含む計5名で構成しております。また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、「当社社外役員の選任に関する方針」を定め、一般の株主との間で利益相反の生じる恐れがないと判断される者から選任を行っております。

なお「当社社外役員の選任に関する方針」に関する詳細は、有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の社外取締役3名のうち1名が、他の上場会社(1社)の顧問を兼任しており、また、社外監査役2名のうち1名が他の上場会社(1社)の監査役を兼任しておりますが、その兼任数は、取締役、監査役の役割を適切に果たすための時間・労力確保の観点から、合理的な数の範囲内であり、

なお、取締役及び監査役の「重要な兼職の状況」につきましては、株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社では、取締役及び監査役が、自己の職務遂行状況や取締役会の運営等についての自己評価を実施したうえで、取締役会全体としての実効性について、分析・評価を行っております。

当社の取締役会においては当社のミッションと進むべき方向性を理解したうえでそれを実現するための議論がなされるとともに、多様な経験や専門性を持つ社外取締役がその役割に応じて発言及び判断がなされる等、経営陣に対する実効性の高い監督が適切に行われていることを確認しております。

一方、取締役会で提供される資料の内容や事前検討の時間確保など運用面については改善の余地もあり、適宜改善を実施してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

取締役及び監査役が、その役割・責務を適切に果たすために必要な研修及び情報提供を適宜実施します。具体的には年1回以上、経営に必要な知識の習得、能力向上を目的とした研修を実施するとともに、重要な法令改正時には弁護士等の外部有識者を講師に迎えた研修を実施しています。また、就任後には事業内容・財務・組織などの理解を深めるための関連情報の提供と意見交換の場を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、「IR活動の目的」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「IRポリシーの社内徹底について」および「IR活動の自粛期間について」からなるIRポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

- ・ IRポリシー : <http://www.broadleaf.co.jp/ir/irpolicy.html>

当社は、株主・投資家の皆様に、当社の経営方針や経営成績、財務状況を積極的かつ公正、公平、タイムリーに情報開示し、企業価値のさらなる向上に資するIR活動を推進しております。株主を含む投資家との対話(面談)は、IR担当部署である企画本部 IR・広報部が担い、代表取締役社長が統括いたします。また、投資家との対話を合理的にかつ円滑に行うために、IR担当部署が中心となり関連部門と連携をとっております。

なお、機関投資家(株主)及び個人投資家(株主)のどちらに対しても適切に情報提供などを行うことをめざし、本報告書の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の1.および2.に記載の取り組みを積極的に実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	2,400,500	9.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,223,900	4.85
株式会社オートバックスセブン	1,200,000	4.76
ザ パンク オブ ニューヨーク 133524 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,197,400	4.75
ザ チェース マンハッタンバンク 385036		

(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,113,151	4.41
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE－HCR00 (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1,073,700	4.25
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,046,500	4.15
ジェービー モルガン チェース バンク 380634 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	914,400	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	772,800	3.06
ビービーエイチ マシユーズ ジャパン フアンド (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	690,900	2.74

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明

- 上記のほか、自己株式が962,584株あります。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,211,100株であります。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、772,800株であります。
- 日本生命保険相互会社及びその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から平成27年5月22日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年5月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【日本生命保険相互会社他1社】
所有株式数 1,241,700株 発行済み株式総数に対する所有株式数の割合4.92%

5. 平成27年7月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ポラー・キャピタル・エル・エル・ピーが平成27年7月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【ポラー・キャピタル・エル・エル・ピー】
所有株式数 2,287,700株 発行済み株式総数に対する所有株式数の割合9.07%

6. 平成27年9月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が平成27年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【インベスコ・アセット・マネジメント株式会社】
所有株式数 2,022,600株 発行済み株式総数に対する所有株式数の割合8.02%

7. 平成27年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが平成27年10月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社】
所有株式数 2,049,800株 発行済み株式総数に対する所有株式数の割合8.12%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鬼澤 盛夫	他の会社の出身者											
渡邊 喜一郎	他の会社の出身者											
池田 茂	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鬼澤 盛夫	○	——	同氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置付けております。
渡邊 喜一郎	○	——	同氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置付けております。
池田 茂	○	——	同氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏

			を独立性のある取締役候補者と位置付けております。
--	--	--	--------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会が指名した社外取締役により構成された「評価報酬委員会」を設置し、取締役及び執行役員の目標、評価及び報酬等の内容に係る方針等につき提言・助言をいたしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名により構成され、毎月1回開催されております。また、各監査役は、監査計画に基づき、会計監査人及び内部監査室と連携のもと、経営の透明性を支える体制を整備しております。

なお、内部監査室は3名で構成されており、同室は、社内各部門及び子会社を対象として、法令、定款及び社内規程等に基づき、適法・適正に業務が行われているか内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、担当取締役、監査役に説明しております。当社では、内部監査室、監査役、会計監査人が意見交換を行い、連携して業務運営状況を監視して、問題点の把握、指摘、改善勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴床 暢浩	他の会社の出身者													
石井 友二	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴床 暢浩	○	――	同氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある監査役候補者と位置付けております。
石井 友二	○	当社の会計監査人である監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)の出身者であり、また当社の主要な借入先であった株式会社みずほ銀行の関係会社である安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)の出身者であります。昭和63年3月に監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)を退職し、また平成7年6月に安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)を退職しており、それぞれ退職後相当な期間が経過しております。また、当事業年度末において、株式会社みずほ銀行は当社の主要な借入先には該当しておりません。	同氏は、左記、出身会社それぞれを退職してから相当な期間が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しています。したがって、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、社外役員全員が、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、社外役員の独立性に関する基準につきましては、有価証券報告書に記載のとおりです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、ストックオプション制度に加え、業績連動型株式報酬制度を導入しております。2016年度より導入した業績連動型株式報酬制度は、取締役及び執行役員に対し、信託を通じ、各事業年度ごとの業績目標(売上高・営業利益など)の達成度合い等に応じて当社株式を付与するインセンティブプランです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と、企業価値の増大への貢献意識向上を目的にストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 更新	一部のものだけ個別開示
---------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、取締役(社外取締役を除く)および社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しております。また、報酬等の総

額が1億円を超える役員が存在しないため、取締役報酬の総額開示のみ行っております。

さらに株主総会招集ご通知において、取締役(うち、社外役員)に区分し、支給人員および支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において報酬の限度額を決議し、その限度額内での報酬額の決定に際し、取締役については評価報酬委員会に一任され、監査役については監査役会の協議によってそれぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社外取締役および社外監査役をサポートする体制として、総務部内に社外取締役および社外監査役をサポートする担当者を設置し、社外取締役または社外監査役の求めにより、監督または監査に必要な社内情報を提供しています。また、取締役会開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会の資料を取締役会構成メンバー全員が電子メール等で事前に共有できる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会については、社外取締役3名を含む取締役5名で構成されており、意思決定機関としての透明性、公平性を確保しております。当社は、取締役会を毎月1回開催しており、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、会社法及び取締役会規程に定められた取締役会決議事項以外についても、職務権限規程及び業務分掌規程等に従い、機動的に意思決定することにより、経営における情報・判断・決定・実行の共有化を図るとともに、経営の迅速性を確保しております。

当社は、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことを目的とし、業務執行担当として執行役員制度を導入しており、8名の執行役員を任命しております。執行役員制度を導入することにより意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にしています。また、担当執行役員の業務執行の諮問機関として、毎月定例の経営会議を実施しており、必要に応じて執行役員間での情報共有を図ることで経営監督機能及び業務執行機能の両面を強化し、経営の透明性、効率性並びに健全性を向上してまいります。

さらに、当社のリスク管理体制といたしましては、「リスクマネジメント委員会」、「倫理・コンプライアンス委員会」、「個人情報保護委員会」を設置・運営しております。今後、その他業務執行上必要な特定事項につきましても、必要に応じ委員会を設置してまいります。

なお、職務権限規程及び業務分掌規程において、決裁権限及び職務分掌を明確化し、重要な意思決定については、毎月の取締役会にて決定しております。また、業務執行上疑義が生じた場合は、必要に応じて適宜、弁護士、社会保険労務士等の第三者に対して、助言を仰いでおります。

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名により構成され、毎月1回開催しています。また、各監査役は、監査計画に基づき、会計監査人及び内部監査室と連携のもと、経営の透明性を支える体制を整備しております。

会計監査人の状況につきましては、業務を執行した公認会計士3名及び補助者10名(公認会計士5名、その他5名)で監査業務を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、社外取締役3名及び社外監査役2名を独立役員に指定しております。意思決定の適正性、迅速性を確保するとともに、適切な経営監視機能を発揮できる体制を構築し、企業価値の向上と説明責任を十分に果たせる体制の維持を目的としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な範囲で法定期日より早い時期(3週間前)に発送しております。 また、招集ご通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて招集通知を早期掲載しております。 (和文:2016年2月29日(月))
集中日を回避した株主総会の設定	12月31日を決算日としているため、定時株主総会を3月に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議決権を行使することが可能なよう対応しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家の皆様が議決権を行使することが可能なよう対応しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集ご通知の要約版を当社ウェブサイトの掲載を第7期株主総会より開始しております。 (英文:2016年3月10日(木))

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーに関するIRポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長による説明会を定期的(年1回)に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、第4四半期に決算説明会を実施しております。 また、第1四半期、第3四半期に電話会議による説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトにIR情報ページを設け、法定開示、適時開示情報等を随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報部にIR専任を設け、投資家とのコミュニケーション活動を実施しております。	
その他	上記以外の施策として、機関投資家との個別ミーティング及びスモールミーティング等を積極的に実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念・経営方針・行動基準、倫理・コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスガイドブックにおきまして、ステークホルダーに対する責任について定めており、全従業員に対して周知・徹底を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ウェブサイト環境保全活動や文化支援活動について、その考え方や主な取り組み等を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーに関するIRポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定しております。

1. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、当社グループの取締役の職務執行を監督する。
 - ・ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき当社グループの取締役の職務の執行を監督する。
 - ・ 当社グループの役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、倫理・コンプライアンス管理規程を制定する。また、当社グループの役職員に対し、遵守すべき社会規範、各種法令、当社就業規則並びにその他の諸規程の遵守について周知徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行う。

また、当社は関係会社管理規程及び当該規程に基づく関係会社管理要領において報告事項を定め、必要に応じて当社の子会社に取締役会で報告を求める。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制を構築するための危機管理に関連して、当社グループ全てに適用する諸規程を定め、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。また、取締役会にて定められた経営方針に基づき、執行役員を含め具体的な施策の実施を図る。なお、当社の子会社においても毎四半期の定例取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。

5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動方針として、企業理念・経営方針・行動基準及び倫理・コンプライアンス管理規程を示し、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めることとする。なお、当社グループの経営については、当社から取締役及び監査役を派遣し、当社の子会社の経営執行をモニタリングの上、子会社の業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意の下に、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。また、監査役と代表取締役、会計監査人及び内部監査部門等との定期的な意見交換会を設定する。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を公益通報者保護規程に定め、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、倫理・コンプライアンス管理規程の定めにおいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を有しないことを基本方針としております。また、反社会的勢力の定義及び取引先管理マニュアル等に照らし合わせ、新規取引先が反社会的勢力でないことを確認するとともに、当社役職員及び既存取引先が反社会的勢力でないことを定期的に確認し、反社会的勢力の排除策を講じております。

さらに、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】

当社は、＜コーポレート・ガバナンス体制模式図＞に記載の体制にて、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【適時開示体制の概要】

当社は、＜適時開示に係わる社内体制模式図＞に記載の体制にて、会社情報の適時適切な開示に努めております。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示についての基本方針

会社情報の適時開示につきましては、企画本部長を情報取扱責任者として定めるとともに、IR・広報部を適時開示に係る業務の担当部署と定め、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則ならびに社内規程（適時開示規定）に従って、情報の開示を行っております。また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、経営の透明性向上及び当社に対する理解を高めると判断した情報につきましては、適時適切な開示の実施に努めております。

2. 当社に係る情報

(1) 決定事実に関する情報

重要な決定事項については、取締役会（原則月1回開催）または代表取締役、取締役及び執行役員等を中心に構成される経営会議において決定しています。

決定された重要な事項については、適時開示規定に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびにIR・広報部および関連部署にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっています。

(2) 発生事実に関する情報

当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の関係部署は速やかに情報開示責任者またはIR・広報部へ連絡しています。

発生した重要な事項については、適時開示規定に準拠し、IR・広報部はその内容を情報の関係部署に確認のうえ、情報取扱責任者と協議し、開示が必要なる場合には、速やかに開示手続きをとっています。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、情報取扱責任者またはIR・広報部は、経理部など関連部署と連携し、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっています。また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっています。

(4) 法定開示に関する情報

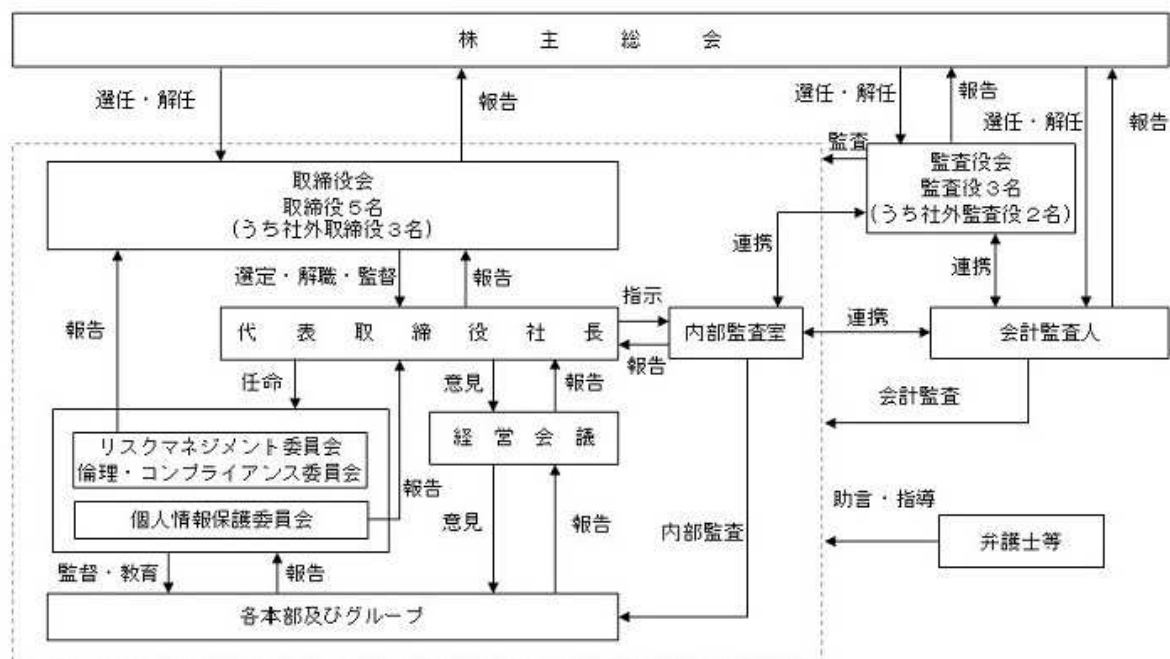
金融商品取引法に基づく重要事実等の法定開示情報については、下記のとおり、電子開示システム（EDINET）を通じ関東財務局宛てに提出しています。

- ・有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、確認書については作成担当部署を経理部とし、同部署が提出を行っております。
- ・臨時報告書については、経営企画部または総務部を作成担当部署とし、経理部が提出を行っております。
- ・有価証券届出書、大量保有報告書、発行登録書、その他届出書類については経営企画部を作成担当部署とし、経理部が提出を行っております。

3. 当社グループ会社に係る情報

当社グループ会社に係る重要な情報については、各グループ会社を管理する関係部署が速やかに情報取扱責任者またはIR・広報部へ連絡し、開示が必要となる場合には、所定の手続きを経てIR・広報部が速やかに開示手続きをとっています。

<コーポレート・ガバナンス体制模式図>



<当会社情報の適時開示に係わる社内体制模式図>

